

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

◎ 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に行ったアンケート調査（平成 25 年 11～12 月実施）によると、日常生活における環境配慮として「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、それ以外の実施率は低くなっています。

また、環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の 16.7%に留まっており、環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の活動への参加には、十分結びついていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTA などの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである ISO14001※・エコアクション 21※の認証取得や企業の社会的責任（CSR）※としての環境保全活動に取り組むといった行動が増えてきています。

しかし、一方でコスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とはいえない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとはいえません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報を交流し、協働して実施されることにより、より一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

図5-1 日常生活での環境配慮の実施状況

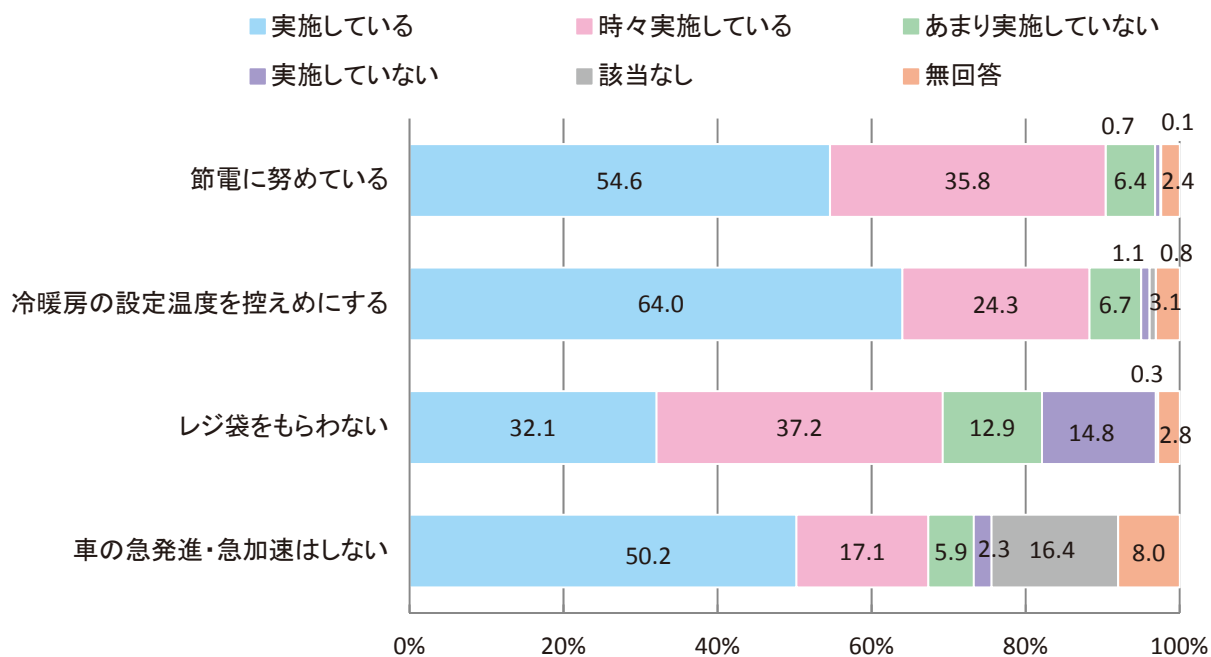
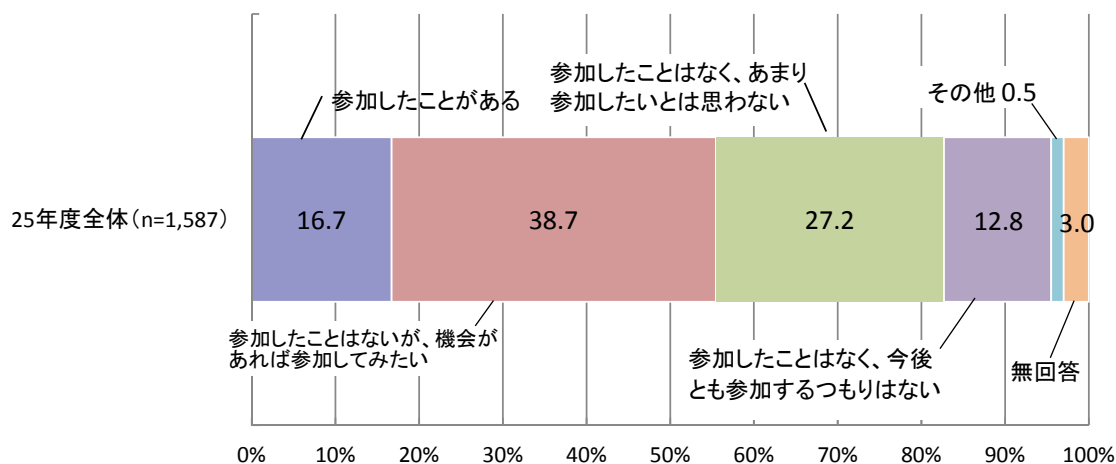


図5-2 環境保全活動への参加経験



★図5-1、2は、平成25年度に行った県政に関する世論調査（標本数3,000、回答率49.6%）の結果によるものです。

◎ 目指す環境の姿

すべての人々が、日常的に環境に配慮した行動を行っています。また、各主体間の相互理解と役割分担のもとで、多様な環境保全活動が実施され、多くの人々が参加しています。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を、積極的に取り入れます。 ○日常生活において、環境に配慮した行動を実施します。 ○地域での環境保全活動に参加します。 ○環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスを優先的に選択して購入します。
市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での環境保全活動に参加します。 ○地域での環境保全活動を企画し、実行します。 ○環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供します。 ○環境配慮や環境保全に関して、県民・事業者・行政機関など他の主体や他の民間団体との連携を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動において、環境に配慮した行動を取ります。 ○環境マネジメントシステム※である ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得も活用しながら環境管理を徹底します。 ○地域での環境保全活動に参加します。 ○環境に関する取組の状況などを公開します。 ○環境配慮や環境保全に関して、県民・民間団体・行政機関など他の主体との連携を図ります。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供します。 ○環境保全に取り組む団体との交流を進めます。
市町村・県 (共通するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を収集し、わかりやすく提供します。 ○環境に関するネットワークづくりを支援します。 ○率先して環境保全に取り組みます。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根ざした住民参加型の環境保全活動を促進します。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○各主体とも連携し、県民や事業者の自主的な環境保全活動を促進する仕組みづくりを行います。 ○事業者の環境保全に対する取組を促進します。

◎ 県の施策展開

1. 環境配慮の普及と県の率先行動の推進【環境政策課】

- ・ 県民、市民活動団体、事業者等に対し、この環境基本計画に定める「みんなの行動指針」の周知を図り、生活や社会における環境配慮を促進します。
- ・ 環境に配慮した企業経営を促進するため、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及を図ります。
- ・ 「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画事務事業編（第3次）」★に基づき、県の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減のため、省エネルギー、環境に配慮した物品の調達、公共事業における環境影響の低減、緑化の推進などに率先して取り組みます。

★同計画については、第3編第1章第1節を参照願います。

2. 環境保全活動の推進【環境政策課・循環型社会推進課】

- ・ ゴミゼロ運動※、緑化運動など多くの主体が環境保全行動に参加できる機会を増やします。
- ・ 里山※活動協定制度など、県民、市民活動団体、事業者が自主的に行う環境保全活動を促進する制度を作ります。
- ・ 県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供します。
- ・ 「千葉県環境功労者知事感謝状」など、環境の保全活動に顕著な功績のあった個人や団体の功績を表彰し、その活動内容を県民に広く紹介することにより、環境保全活動に対する県民の関心と理解を深め、活動の広がりを図ります。

3. 環境に配慮した事業活動の促進【環境政策課・安全農業推進課】

- ・ エコマーク※や統一省エネラベル※など消費者への周知、グリーン購入※の推進などにより、環境に配慮した経済活動が消費行動と結びつくよう支援します。
- ・ 県内の中小企業等が行う環境保全施設等の整備等を支援するため、設備に係る資金の融資を行います。
- ・ 本県の地域環境の改善と保全及び地球環境問題の解決に寄与する技術で、実用化の見込みが高いものについて、事業者との共同研究などを行います。
- ・ 農業生産では、環境への負荷を軽減し、消費者の信頼を得る安心な農産物の安定供給を図るため、化学合成農薬と化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培する「ちばエコ農業」を推進します。

4. 環境情報の提供【環境政策課】

- ・本県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組状況を「千葉県環境白書」に取りまとめて公表するほか、パンフレット等の各種刊行物やホームページにより、正確でわかりやすく提供します。
- ・県民、市民活動団体、事業者、行政機関などの環境情報を収集し、各種メディアやホームページを活用して提供し、情報の相互活用を促進します。

インターネットによる情報提供

ちばの環境インフォメーション（「千葉県ホームページ」：
www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「ちばの環境情報」）

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 （アンケート調査による）	36.0% （平成 18 年度）	70%以上 （平成 30 年度）
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 （平成 18 年度）	1,000 （平成 30 年度）